

公印管理規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2023年4月25日

<文管 2-35>

(目的)

第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）において使用する公印の登録、保管、使用等に関する事項を定めることにより、本協会において印章の管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条. 本規程において、「公印」とは、本協会が発行、又は受理する文書、証憑等で、権利義務の行使若しくは履行又は官公署への申請、届出等に際し、本協会名又は職名で証明のために押す印章をいう。

(公印の種類)

第3条. 本規程において管理する公印は、別表1のとおりとする。

(公印の保管)

第4条. 公印は所定の鍵のかかる金庫あるいは書棚へ保管する

(公印の登録)

第5条. 公印の登録等に関する事項は、事務局長又はあらかじめ定められた代行者がこれを行う。

2. 事務局長又はあらかじめ定められた代行者は、公印を廃棄した場合、または公印の紛失もしくは盗難の報告があった場合においては、速やかに当該公印の登録を抹消するものとする。

(公印の押印)

第6条. 公印の押印を受けようとする者（以下「担当者」という。）は、押印を必要とする文書を添えて、事務局長又はあらかじめ定められた代行者がこれを行う。

2. 前項により公印の押印をした者は、公印押印簿に下記事項を記録するものとする。

- (1) 押印日
- (2) 押印した公印名
- (3) 書類名
- (4) 提出先
- (5) 押印者

(公印の紛失、盗難の場合の措置)

第7条. 事務局長又はあらかじめ定められた代行者は、公印の紛失、または公印の盗難時においては、ただちにその経緯を理事長に報告するとともに、理事長の指示を受けて、警察への盗難届出および銀行その他の関係先へ

の連絡、その他所要の措置を講じなければならない。

(改廃)

第8条. 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

第9条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

別表「公印一覧表」

	公印名	備考
1	法人印	
2	代表者印	理事長印
3	専務理事印	城南信用金庫印を兼ねる
4	銀行印	城南信用金庫以外の銀行用

